

固定資産の現所有者申告について

制度の概要

令和3年4月より、土地・家屋の所有者が亡くなられ、相続登記をしていただくまでの間、現所有者に対して申告義務が課せられることになりました。現所有者とは、法定相続人、遺産分割や遺言などにより土地・家屋を所有することになった方です。相続登記を行うまでは、申告に基づき現所有者の代表者となった方に対して納税通知書を送付します。遺産分割協議書や遺言書などが無い場合は、法定相続人全員が申告の義務を負い、その土地・家屋の固定資産税は法定相続人全員が連帯して納税する義務を負います。

申告が必要な方

土地・家屋の所有者が亡くなられたことにより、現所有者となり、不動産登記簿の名義変更が済んでいない方。

申告の方法

現所有者申告書を記載の上、以下の当てはまる内容の添付資料(写し)を添付し、資産税課窓口へ提出してください。

遺産分割がまだの場合	法定相続人全員の戸籍謄本、法定相続人全員の住民票又は戸籍の附票(相続放棄された方は家庭裁判所が交付する相続放棄申述受理通知書等の写し)
遺産分割協議書がある場合	現所有者全員の戸籍謄本、現所有者全員の住民票又は戸籍の附票、遺産分割協議書及び法定相続人全員の印鑑登録証明書
遺言書がある場合	遺言書、現所有者全員の戸籍謄本、現所有者全員の住民票又は戸籍の附票

注意点

- ◆ 正当な理由なく申告されない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。
- ◆ 申告期限は現所有者であることを知った日から3か月を経過した日です。
- ◆ 現所有者が複数いる場合、納税通知書は代表者に送付しますが、固定資産税は現所有者全員が連帯して納税する義務を負います。
- ◆ 所有者が亡くなられた日以後に到来する賦課期日(1月1日)までに相続登記が完了した場合は申告の必要はありません。
- ◆ この申告は、固定資産税の納税義務者を変更するもので、相続登記及び相続税の申告とは一切関係ありません。

お問い合わせ

浦添市役所 資産税課

TEL (098)876-1276 又は
(098)876-1278